島根県迷惑行為防止条例の改正 ~ 平成30年4月1日施行 ~

近年、スマートフォンの急速な普及や小型カメラの高性能化により「盗撮行為」等が悪質、巧妙化するとともに、SNS等の新たな通信手段が広く日常に浸透したことで、電子メール等を使用した新たな形態による「嫌がらせ行為」が出現するなど、現行条例では対応できない新たな類型の迷惑行為が発生しています。

そこで、島根県では、新たな迷惑行為に対応するために必要な条例改正 を行いましたので、県民の皆様に改正点をお知らせします。

主な改正点

- ◎ 盗撮等の「卑わいな行為」の規制強化
- ◎ ついまとい等の「嫌がらせ行為」の規制強化

盗撮等の「卑わいな行為」の規制強化

◆盗撮に関する「禁止場所」の拡充

①住居・浴場・更衣室・便所等における盗撮

裸体や下着姿の人の盗撮の禁止場所を従来の「公衆 浴場・公衆便所等」に加えて、新たに、住居・浴場・ 更衣室・便所等の「人が通常衣服等の全部又は一部を 着けない状態でいるような場所」まで拡充します。



②事務所・教室・タクシー等における盗撮

下着等の盗撮の禁止場所を従来の「公共の場所・乗物」に加えて、新たに、会社の事務所、学校の教室、貸切りバスやタクシーの車内等の「不特定又は多数の者が利用するような場所・乗物」まで拡充します。

◆盗撮行為に関する「禁止行為」の追加

人の裸体、下着等を「盗撮する目的」でカメラ等を 「人に向ける行為」や「設置する行為」を新たに禁止 します。



つきまとい等の「嫌がらせ行為」の規制強化

◆つきまとい等に関する「禁止行為」の追加

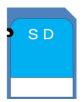
身体の安全や住居等の平穏が著しく害される不安を覚えさせるような方法により、「相手方の住居等の付近をみだりにうろつく行為」を新たに禁止します。

◆無言電話等に関する「禁止行為」の追加

拒まれたにも関わらず、連続して電子メール・SNS等でメッセージを送信する行為及びブログ等の個人ページに連続して書き込む行為を新たに禁止します。

◆性的羞恥心を害する物の送付等における電磁的記録の明文化

「性的羞恥心を害する物の送付等」に「性的羞恥心を害する内容の電磁的記録(データ)」や「性的羞恥心を害する内容が記録された電磁的記録媒体(USB・DVD等)」が含まれることを明示します。





◆罰則の引き上げ

単純 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

常習 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金